

利用上の注意

(1) 表章記号の規約

計数のない場合	—
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
統計項目のあり得ない場合	・
比率等でまるめた結果が表章すべき最下位の桁の1に達しない場合	0.0
減少数又は減少率を意味する場合	△

(2) 掲載している割合の数値は四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

(3) 人口10万対比率に用いた人口は以下のとおりである。

ア 人口10万対比率に用いた人口〔総人口〕

【資料：「人口推計（2022年10月1日現在）」（総務省統計局）】

全国 124,947（千人）

佐賀県 801（千人）

イ 市町別の人口10万対比率に用いた人口

【資料：「推計人口（令和4年10月1日現在）」（県統計分析課）】

市	町	人	口	市	町	人	口
総	数	800,511		唐	津	114,577	
市	計	663,025		東	松	5,352	
郡	計	137,486		玄	海	5,352	
佐	賀	231,248		伊	万	51,440	
多	久	17,887		西	松	18,573	
小	城	43,315		有	田	18,573	
神	埼	30,404		武	雄	47,034	
神	埼	16,374		鹿	島	27,149	
吉	野	16,374		嬉	野	25,216	
鳥	栖	74,755		杵	島	36,995	
三	養	52,338		大	町	6,127	
基	山	17,361		江	北	9,488	
上	峰	9,452		白	石	21,380	
み	や	25,525		藤	津	7,854	
	き			太	良	7,854	

(4) 「広告可能な医師・歯科医師の専門性に関する資格名」は、「医療法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務または病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項」（平成19年厚生労働省告示第108号）第1条第2号及び附則（令和3年9月27日厚生労働省告示第347号）第2条第1項に基づき広告することができる医師・歯科医師の専門性に関する資格名である。

(5) 本統計における診療科名は、医療法において広告が認められている診療科名である。

医療機関が標榜する診療科名については、従来、医療法施行令に具体的名称を限定列挙して規定していたところであるが、平成20年4月1日から適切な医療機関の選択と受診を支援する観点から、身体の一部や患者の疾患等、一定の性質を有する名称を診療科名とする柔軟な方式に改められたため、年次推移の単純な比較はできない。

(参照：平成20年3月31日 医政発第0331042号医政局長通知「広告可能な診療科名の改正について」)

URL (<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/kokokukisei/dl/koukokukanou.pdf>)